

本工事における現場施工に関する特記仕様書

1. 総則

この仕様書は工事の概要を示すものであつて、記載外の事項又は疑義の生じた場合は、監督職員の指示に従い施工する。また設計図書に明記がなくても、施工上必要なものについては、請負人において異議なく行うこと。

2. 適用基準

本仕様書並びに下記の最新版を基準とし、相互に補完するものとする。ただし工事監理者が適用することが不適切であると判断した場合は工事監理者の指示による。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
〃	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
〃	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
〃	公共建築木造建築工事標準仕様書

3. 工事区域

工事区域は保育所、集会所、民家が隣接してあることに留意し、工事を円滑に遂行できるよう努めること。

4. 主任技術者

工事施工中は主任技術者を配置し、工事が円滑に遂行できるように努め、工事期間中の工事区域内で行われる本工事とは別の諸行事等との日程等の調整をその都度図り、工程管理の連携に努めて打合せ等を十分に行う。

5. 施工計画

施工に先立ち、施工計画書を提出し、工事監理者の承認を受ける。また、工事期間中、完成後において必要と認められる又は指示された書類を提出する。

6. 施工図

必要に応じて施工図の作成を行い、精度よく施工する。

尚、木躯体工事(鉄骨工事含む)施工図については分離発注を行っており、別途とする。

但し、プレカット業者の選定及び図面品質・調整等の業務は本工事に含む。

7. 木材

一次構造材については分離発注を行っており、別途とする。

但し、二次構造材(羽柄材・合板類)及び造作材については本工事とする。

8. 材料検収

一切の材料は監督職員の検査を受け、合格したものを使用する。

(上記 7. の品質確認等の業務については本工事に含む。)

9. 工事記録

実証事業の資料として使用することも考慮して、施工前から竣工にわたって各工程で写真撮影を行い、指定サイズに焼き付けの上、竣工時に写真帳に整理して、電子データとともに提出する。

10. 安全衛生上の措置

安全及び衛生に関して法規上必要な措置は、請負人において行う。工事中の養生及び足場等の万全の処置を行うと共に、危険のないよう十分注意すること。

11. 周辺建物・通行者等の配慮

資材搬入・施工にあたっては、周辺建物等に毀損や汚損等のないよう十分に注意するとともに、敷地外の通行人や車両にも注意する。
万が一事故等が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し、職員の指示に従う。

12. 防火対策

工事区域内における火気使用は協議の上定め、指定場所以外での休憩及び喫煙等は一切禁止とする。なお、現場の構成員により、防火管理体制を組織すること。

13. 造営物破損

作業中に造営物、その他を破損及び汚損した場合は、監督職員の指示を受け、請負者の責任において復旧する。

14. 労災保険等

当工事に係る労災保険等は請負人の負担とし、手続きの一切を請負人において行うこと。

15. 廃棄物の処理

工事の施工に伴い発生した廃棄物の処理は、関係法令に従い、請負人において適切に行う。

16. 振動騒音防止・排出ガス対策

重機等の仕様は、低振動型、低騒音型を使用するとともに極力振動騒音防止に努める。
建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用する。
建設機械等のアイドルストップに努め、その点検を行う。

17. 整理整頓

工事期間中は工事区域内に紙、道具等が散乱しないように常に心がけるとともに、使用する機器類及び材料等の整理整頓を行う。

18. 後片付け・清掃

工事完了後は、不用材を搬出の後、工事区域内及び周辺の清掃と後片付けを行う。

19. 現場見学への協力

工事期間中、一般者を対象に現場見学会を実施する。見学会にはできる限り協力すること。

20. 協議会への協力

南予森林組合CLT建築実証協議会の会員に就任し、協議会・作業部会に協力すること。